

I 指針の趣旨

1 多文化共生社会の実現に向けて

- 本市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進するなど多様性のまちとして発展
- 外国人市民施策の基本理念となる基本方針として、2005（平成17）年に国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、取組を推進
- 国の動きとしては、2018（平成30）年の入管法改正による「特定技能」の創設、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」など、外国人の受入れや共生のための取組が本格化
- 国連において2015（平成27）年に誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、多文化共生社会の実現はその理念とも合致
- コロナ禍により一旦減少した本市の外国人住民人口は再度増加傾向にあり、在留資格の多様化、デジタル化の進展など、社会環境の変化に対応し、すべての市民が多文化共生社会の担い手として能力を発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちづくりが求められている。

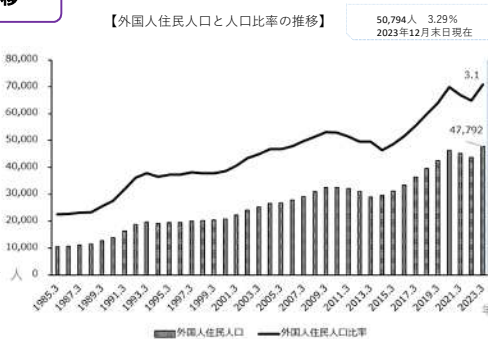
【外国人市民とは】

- 本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996（平成8）年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用
- 本指針では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながる人（国際結婚により生まれた人や日本国籍を取得した人等）も視野に入れて使用

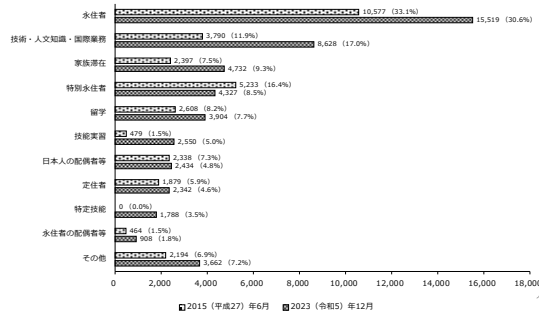
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

(1) 外国人市民の状況

- 本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方であったが、その後のグローバル化等の進展により現在は様々な国・地域から多様な人々が居住
- 2023（令和5）年12月末現在の市内外国人住民人口は、50,794人で全市民の約3.29%を占め、国籍・地域の数は145となっている。
- 近年はコロナ禍で、一時減少に転じたものの、再び増加傾向にあり、前回指針改定時の2015（平成27）年6月以降の8年間で、約1.6倍となっている。



【在留資格別人口と構成比】



- 市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」、「特別永住者」で全体の4割を占める。前回指針改定時の2015（平成27）年から「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」が大きく増加している。また、「家族滞在」も増えており、家族を伴う形で外国人市民の定着・定住が進んでいる。
- 多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もある。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

<これまでの主な取組>

- 1970年代から外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどにによって社会的な不利益を受けないよう諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を推進
- 1996（平成8）年 外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして外国人市民代表者会議を条例で設置
- 2005（平成17）年 本指針を策定し、その後、2008（平成20）年と2015（平成27）年に改定

<前回指針改定（2015（平成27）年）以降の主な新たな取組>

- 2019（令和元）年 日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置や市内全区の区役所にタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、相談・通訳体制の充実
- 2019（令和元）年 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例制定
- 2020（令和2）年 日本語指導の必要な児童生徒の急増に対応し、従前の日本語指導等協力者の派遣に代わり日本語指導初期支援員及び日本語指導巡回非常勤講師を配置し全ての学校での対応を可能とするよう指導体制を強化
- 2021（令和3）年 川崎市「やさしい日本語」ガイドライン策定
- 2023（令和5）年度以降、かわさき多文化共生プラザ、（仮称）川崎市地域日本語教育推進方針に基づく取組の推進

3 指針の推進体制

(1) 附属機関

- 学識者等による助言と施策の検証
- 2005（平成17）年～2015（平成27）年3月 「川崎市多文化共生施策検討委員会」
- 2015（平成27）年～2020（令和2）年3月 「川崎市人権施策推進協議会 外国人市民施策部会」
- 2020（令和2）年～ 「川崎市多文化共生社会推進協議会」

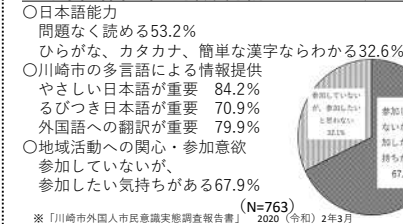
(2) 庁内推進体制

- 人権・男女共同参画推進連絡会議等における外国人市民施策の推進に関する協議・検討

4 指針の改定について

- 2005（平成17）年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定
- 2008（平成20）年 第1回改定：施策の進捗状況に応じた見直し
- 2015（平成27）年 第2回改定：新在留管理制度の開始（2012（平成24）年）に伴う環境の変化や、川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）の改定、川崎市国際施策推進プランの策定を踏まえた見直し。主な修正内容は、新在留管理制度（外国人登録制度の廃止）対応と重点課題の設定

<川崎市外国人市民意識実態調査※> 2019（令和元）年



※「川崎市外国人市民意識実態調査報告書」 2020（令和）2年3月

<川崎市多文化共生社会推進協議会からの意見>

- 一定の取組が進んだ重点課題（①情報の多言語化と通訳体制の拡充、②日本語学習支援の拡充、③施策推進の地域拠点づくり、④差別解消施策の検討）については、指針本体へ組入れし、今後も継続して推進
- 地域における多文化共生の形成や担い手の育成
- 新在留管理制度の定着、日本語指導体制の再構築などの反映
- 「やさしい日本語」やICTの活用などのコミュニケーション手段の拡充
- 教育と福祉の連携、複合的な要因への配慮

第2回改定以降の社会情勢の変化、外国人市民意識実態調査、多文化共生社会推進協議会からの報告等を踏まえ、本市の多文化共生社会の実現に向けた具体的な推進内容を更新するため、3回目となる改定を行う。

<改定の考え方>

- 現行の「基本目標」、「基本理念」、「施策推進の基本方向」は継承の上、具体的な推進内容に市の施策の進展を反映
- 次の100年に向けて、多様性の価値を大切に、これまで積み重ねてきた多文化共生社会の実現のための取組をさらに推進

<主な改定の内容>

- 新たに位置付けた取組
 - ・「地域における多文化共生社会の形成」の位置付け ・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用
 - ・かわさき多文化共生プラザの開設・（仮称）川崎市地域日本語教育推進方針の位置付け
 - ・ICT、〈やさしい日本語〉の活用推進
 - 取組に一定の進展があった重点課題は、指針本体へ組入れ
- 拡充を図る取組
 - ・在留管理制度への理解の促進
 - ・避難所運営に外国人市民が参加しやすい環境づくり など

<改定後の指針について>

- 施策の定期的な進捗状況調査に基づく、多文化共生社会推進協議会等での検証を続けながら国の動向等社会環境の変化に対応し、川崎市総合計画や川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）、川崎市国際施策推進プラン等の関連計画との整合を図りながら、施策を推進し必要に応じて見直しを行っていく。

5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標：多文化共生社会の実現

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本理念

- ① **人権の尊重** 人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。
- ② **社会参加の促進** 外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。
- ③ **自立に向けた支援** 日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

(3) 施策推進の基本方向

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度 (4) 保健・医療
- (5) 福祉 (6) 住宅 (7) 防災

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

しきく ぐたいてきすいしんないよう

II 施策の具体的推進内容

施策推進の基本方向1～5について、施策の具体的な推進内容をまとめた主な概要

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

- ① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用、外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。
- ② 外国人相談体制の充実に努めます。

(3) 年金制度

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。
- ② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等へ働きかけます。
- ③ 制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

- ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
- ② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。
- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発に努めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。

- ⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実を検討します。
- ⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。
- ⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

- ① 福祉サービスの広報を積極的に行います。
- ② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。
- ③ 「外国人高齢者福祉手当」、「外国人心身障害者福祉手当」の充実に努めます。
- ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者等との連携に努めます。
- ⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

(6) 住宅

- ① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
- ② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

(7) 防災

- ① 災害時において、外国人市民が差別されることなく、適切な情報提供や対応が行われるよう体制の整備に努めます。
- ② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。
- ④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

たぶんかきょうせいきょういく すいしん

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

- ① 全ての義務教育年齢の子どもの就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。
- ② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

(2) 違いを認め合う教育

- ① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。
- ② 社会における少数の立場の人（マイノリティ）が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。

- ③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。
- ④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

(3) 地域における学習支援

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。
- ② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

(4) 家庭へのサポート

- ① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。
- ② 母語・母文化の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

しゃかいさんか そくしん
3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

（1）市政参加

- ①外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
- ②市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

（2）地域における外国人市民等の活動

- ①町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。
- ②外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

きょうせいしゃかい けいせい
4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

（1）市民への意識啓発

- ①国籍、民族、文化の違いを超えて、すべての人が互いに認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ②市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方について広報・啓発に努めます。
- ③文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

（2）市職員等の意識改革

- ①人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
- ②外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

（3）市職員の採用

- ①市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ②多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

（4）事業者への啓発

- ①事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ②事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- ③意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。

（5）国際交流センターの活用

- ①国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実を努めます。
- ②多文化共生総合相談ワンストップセンターの相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実を努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤公益財団法人川崎市国際交流協会の体制強化に向けた連携を推進します。

（6）地域における多文化共生社会の形成

- ①市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

しきく すいしんたいせい せいび
5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

（1）行政組織の充実

- ①施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ②他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
- ④多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
- ⑥外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、かわさき多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用を努めます。

（2）関係機関・ボランティア団体等との連携

- ①多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

（3）国等への働きかけ

- ①外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。